

# 消費税専用定期積金『完納くん』

はくさん信用金庫  
令和2年9月7日現在

1 . 商 品 名	消費税専用定期積金『完納くん』
2 . 販 売 対 象	消費税を納付される法人および個人事業主専用
3 . 契 約 期 間	6ヶ月以上12ヶ月以下
4 . 払 込	
払 込 方 法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。なお、払込方法は当座預金・普通預金等からの自動振替による払込に限定させていただきます。
払 込 金 額	10,000円以上
払 込 単 位	1,000円単位
5 . 支 払 方 法	満期日後に一括して給付契約金をお支払いします。
6 . 給 付 補 填 金	
適 用 金 利	◆固定金利 ご契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
計 算 方 法	給付補填金は付利単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
支 払 方 法	給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。
7 . 税 金	◆個人の給付補填金には20.315%の税金がかかります。(国税15.315%、地方税5%) (なお、マル優はご利用できません。) ◆法人は総合課税となります。
8 . 手 数 料	_____
9 . 付 加 可 能 な 特 約 事 項	◆納税奨励預金として、金利優遇定期積金でのお取扱いとさせていただきます。 なお、金利優遇幅については、窓口へご照会下さい。
10 . 中 途 解 約 時 の お 取 扱 い	◆積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは払込日から満期日の前日までの期間について、また、満期日前に解約する場合は払込日から解約日の前日までの期間について、いずれの場合も下記の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ◆初回払込日から満期日あるいは解約日までの期間が1年未満の場合は、解約日の普通預金利率を、上記の期間が1年以上の場合は、約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限)を各々適用します。
11 . 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭のコピーボードまたは窓口へご照会下さい。
12 . 苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	◆苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(8:45~17:00、電話:076-233-1175)にお申し出ください。 なお、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)または北陸地区しんきん相談所(9:00~17:00、電話:076-261-2836)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ◆紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の 仲裁センター等での紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記リスク管理部または各しんきん相談所にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13 . そ の 他 参 考 と なる 事 項	◆払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ◆満期日以後のお利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ◆総合口座のお取扱いはできません。 ◆預金保険制度の付保対象預金です。 平成17年4月以降は決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)に該当するものを除くすべての付保対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息(給付補てん備金)が保護の対象となります。